

米作単作地帯における大地主経営の基礎構造

——貸付地経営を中心に——

中山清

一 はじめに

本稿は『史窓』四八号所収拙稿「米作単作地帯における展開期大地主経営の構造」（以下「展開」論文とする）に引き続き、巨大地主市島家を主な対象とする、幕末期の経営構造を明らかにするための基礎的準備作業の一つである。「展開」論文の末尾に今後の課題として「土地貸付と小作料収取の構造、小作料の売却過程、貸金收受その他を含む経営資金の流動状況などの究明」をかかげたが、そのうちの「土地貸付と小作料収取の構造」について解明することを目的としている。

はじめに幕末期の市島家の資産構成を概観し、資産中の所持 \parallel 貸付地の位置を確認しておこう。「展開」論文で対象とした文政九年から以後天保十一年までは経営総括史料を欠いているが、天保飢饉時を経て、その経営への影響が終息に向かっていった期間とみられる天保十二年から弘化二年の間は第一表のようである。「棚卸勘定帳」が示す資産構成は変化していないが、資産総額は比較のために掲げた文政九年の数値を大きく上回り、一〇万両の大台に乗っている。この資産増が

土地資産の増加によって生み出されていることは、「永地」および「懸預け」の増加が明確に示している。天保飢饉時の社会的変動への地的対応により、市島家は土地所持規模をさらに巨大化させたのである。質地が三〇%弱減少しているが、これは飢饉時に増大した部分が十二年までに質流れ \parallel 「永地」化したり、請戻された結果である。

市島家の資産は天保末期には大半が土地になったことを確かめたが、このような資産構成から当然予想されるように、経営全体の収入においても所持 \parallel 貸付地からの小作料（売却代金）が圧倒的位置を占めている（第二表）。年により若干の差異はあるが全収入の八〇%前後から九〇%近いことがわかる。小作料は米および若干の大豆・大麦であったが、米は一万二〇〇〇—一万四〇〇〇俵に及んでいる。年内に収納された小作米は一部は売却され（「冬売り」）、残りは在庫（「有米」となって越年した）。

これだけの小作米収納を可能にする小作契約はどのようなものであったかを明らかにし、契約小作料と収納量とそれぞれの実態を究明することは、大規模土地所有を基盤とする大地主経営の構造を解明する

第1表 幕末大地主経営の資産構成

資産	年次	単位=両					
		文政9	天保12	天保13	天保14	弘化元	弘化2
永 地 家 禄		42,399	63,263	62,549	62,616	62,814	62,815
直上納質地		5,473	3,318	2,536	2,101	2,703	2,430
定免作徳質地		1,956	2,001	1,863	1,808	1,738	1,604
質地小計		7,429	5,319	4,399	3,909	4,441	4,034
土地小計		49,828	68,582	66,948	66,525	67,255	66,849
貸金		19,198	4,620	4,266	3,775	2,583	2,076
小作料在庫		2,389	1,635	1,945	1,412	2,816	2,105
懸預け 徳		7,302	9,133	8,686	8,685	8,725	8,803
徳		7,119	8,303	8,104	7,894	8,257	7,992
徳		5,931	5,920	6,089	5,685	5,493	5,742
徳		4,037	3,864	3,890	4,003	4,192	4,120
その他		—	2,070	1,908	1,806	1,912	1,931
預 け 小 計		24,389	29,290	28,677	28,073	28,579	28,588
有 金 銭		1,508	314	949	2,693	1,179	250
そ の 他		—	29	38	48	10	10
総 計		97,313	104,475	102,830	102,848	102,426	99,878
息		4,025	△1,927	△1,645	18	△422	△2,507

- (1) 銭表示は各年の両替値段で換算し、金表示に統一した上で両以下切捨て表示。そのため小計、総計欄の数値末尾が原史料と一致していない。
- (2) 天保14年の総計は102,526両と算出される。原史料とは300余両の違いがあるが原史料のまゝ。
- (3) 息欄の△は対前年減少を示す。
- (4) 文政9年の数値は参考のために表示した。文政10～天保11年は史料を欠く。
- (5) 市島家文書天保12年「棚卸勘定帳」により作成。

ための基礎的作業である。すでに明らかにしてきたように市島家を筆頭とする大地主諸家の所持し貸付地は、多数の村村を含んで広範な地域に展開していた。このような大規模な土地集積過程の結果としての大地主の生成には五十年から百年の年月を要している。これら大地主諸家を対象とした、地域や時期の差異を考慮した地主小作関係の究明は、現在までのところきわめて不十分である。本稿では江戸期型大地主市島家の典型的な成文小作契約を分析し、幕末期に限定して契約入付米と収納米との関係および収納過程の実態の究明を試みたい。

二 貸付地経営の基本構造

小作（「入付」）契約の諸相

大地主諸家の土地集積は貸付地の取得を目的として展開された。したがって質地取組み（質入れ）は同時に質年季中における質地小作関係の成立であった。質年季は十年を限度として長短さまざまであるが、米作単作生産を唯一の生産とする地域といえる蒲原平野部農村で、「差掛入用之儀出来無抛」質入れした農民にとっては、「質入田畑年季中私江御入付被成下」よう頼み込んでの質地直小作が必須であった^①。市島家の場合「展開」論文で指摘したように、年貢負担形態によって「直上納質地」と「定免作徳質地」との別があったが、ともに直小作が原則であった。

「質明ニ相成請戻出来兼候ハハ別段本紙証文書替不及此証

第2表 幕末期大地主経営の収入構成

単位=両, () 内数量 単位=俵

	天保12	天保13	天保14	弘化元	弘化2
米	(9,050) 2,458	(6,955) 2,111	(11,571) 3,060	(4,567) 1,395	(5,766) 2,212
大豆・大麦	(204) 134	(1459) 605	(126) 104	(1,656) 274	(1,180) 556
小計	2,592	2,716	3,164	1,669	2,768
米	(4,346) 1,086	(5,938) 1,697	(2,950) 737	(8,840) 2,515	(5,724) 2,045
大豆・大麦	(968) 322	(115) 21	(1,154) 462	(883) 301	(321) 60
小計	1,408	1,718	1,199	2,816	2,105
家賃など	203	161	159	161	165
小作料小計	4,203	4,595	4,522	4,646	5,038
貸金利など	298	391	68	218	102
懸預け利	823	464	780	931	582
その他	—	—	245	80	—
総計	5,324	5,450	5,615	5,875	5,722
未納・貸米	226	227	227	—	—

- (1) 表示方法は第1表に同じ、そのため末尾数値は原史料と一致していない。
- (2) その他は頼母子掛金を差引いた同取金
- (3) 未納・貸米・貸初その他は原史料では在庫に算入されている。
救荒対策的色彩が強く金額はほぼ固定している。
金額判明の天保12～14年は実収入ではないとみなして除外したから、この3年間の小作料在庫は第1表在庫欄の数値とは一致しない。
- (4) 売却済欄()内の数値は「冬売米」「代金済」および「残米売出」金額から冬売と同値段として算出した前年度収納米の合計である。
なお貸米・未納米・貸初は除外した。
- (5) 典拠は表1に同じ

文(「質入証文」)ヲ以貴殿(「質取主」)御勝手御自由可成^②とする契約も散見され、直小作関係は質流れ後にも継続することが一般的であった。

質年季が明けて請戻されなければ質流れとなる。質地小作関係は終了して新たな地主小作関係が結ばれる。増金その他も含めて質流代金が精算され、小作料「水入」とは越後での小作契約の一般的呼称で、質流主「直小作農」との個別の小作契約証が水入証文である。これが累積されて個々の村の貸付の基幹的部分が形成されてくると、小作契約も帳面形式となって村単位にまとめられる。

水入帳にはまず一筆毎の小作地とその入付米が小作農別に記載され、集計されている。すでに確かめてあるが小作地の面積は実面積であり、慣行的な束刈で表示されている場合もある。また伝統的に入付米を俵単位で記載する村も散見される。続いて小作条件が記載され、末尾に小作全員あるいは小作惣代および差配人の地主宛の連署がある。市島家の事例では春先に提出されている事例が多い。

後に入付米収納状況をみる蒲原北部福岡村の、天保十一年二月の市島家田畑水入証文帳を例示しよう。福岡村一九名(内一名差配人)、天神堂村二名、泉新村

二名計二三名の小作農に貸付けられた福岡村における市島家所有地は、実面積で田畑総計三一町三反七畝一三步である。同村は村高一九八石七六合で、市島家は慶応元年には一九六石八一三合を所有している^⑤。天保十一年時点での所有規模は正確にはわからないが、文化九年には他村地主から一挙に一五七・六石余を集積し、さらに文政二年に村民一〇名から零細規模集積を加えていること、文政十二年の入付米が五八八俵余であることからみて、この時点ですでに事実上の全村所持が実現しており、以後幕末まで変わらなかつたとみられる。まさに地主小作関係が村落構造を規定していた典型的な村といえる。

天保十一年の入付米は五八八俵二六七合六夕（一俵〓四斗入り）であった。入付米規模は最高八二俵余から最低一五〇合まで分散している。このような小作請地状況が生み出す地主小作間および小作間の諸問題はそれ自体独自に追求さるべき課題である。ここでは差配人を含む五名の入付米五〇俵（小作地面積約二町五反）以上の大規模小作と、入付米規模五一一〇俵（小作地三―五反前後）層八名および一俵以下零細小作三名とが対応していることを指摘するに止める。

小作条件の全文は以下のようである。

右ハ於当村貴殿御持分田畑書面之通当子ノ寅迄三ヶ年中私共扣小作仕候処相違無御座候依之御廻米糶貴殿ノ御割賦之通右入付米之内ニ而私共方ニ而拵立村並之通相納可申候残米之儀ハ年々十一月中貴殿御差図之処江持参急度皆済可仕候万一右年季中風水旱虫付等ニ而世間一統之凶作仕候節ハ耕地御見分之上立毛相応之御引免可被下候其節立見押願並作物取仕廻後追願等決テ仕間敷候且私共預リ地他江被切取不申様地境大切ニ相守可申候自然等閑ニいたし地境被切取相分不申候ハハ私

共無念ニ付其分弁納いたし貴殿江少茂御損御苦勞相懸申間敷候儀ニよらず不埒之儀御座候ハハ老ケ年ニ而茂地所御引上外方江御入付被成候而茂聊申分無御座候尤実体ニ小作致候ハハ三年とかきらす此証文ヲ以幾年茂御入付可被下候為後日田畑扣預リ小作水入証文仍而如件

長文であるだけに主要な小作条件を含んでおり水入帳の一典型であるといえるが、小作条件は時期・地域・地主家によって微妙な変化をみせるから、いくつかの事項について考察を試みよう。第一に小作年季であるが、これは市島家に限らず諸家ともに圧倒的に一年季である。無年季（年季契約なし）から長期有年季へ、さらに短期有年季へと推移した岩船郡山間・山麓平野地域を拠点とした渡辺家の事例もあるが、蒲原平野部の大地主は江戸期型、幕末期型、明治期型ともに一年季を基本としている。米作単作地域における土地賃借契約の一年毎の更改が地主に有利に働くことは容易に想定される。上掲事例のように「実体ニ小作致候ハハ……幾年茂御入付」が実態であったとみられるが、一年季契約を基本としたうえで現実的対応であることを見落としてはならないであろう。この状況を前提として、市島家の場合は文化以後三年季、天保以降に五年季が現れる。地主側の安定的な入付米取得要求と小作側の耕作継続要求の一致した結果であろう。

第二に入付米納入方法は、基本的に（貢租は）貴殿（地主）御割賦次第右入付米之内ニ而拵立（小作農が）相納可申残米……貴殿御指図之御蔵所江運搬」という形態である。入付米自体については後に検討するが、ここでは入付米が貢租と地主徳米とから構成されていること、貢租は現実の納入形態からみて実質的には小作農負担の様相を

帯びているが、あくまでも地主負担であることを確認しておこう。割地慣行地域では小作負担契約が存在するが、「取り逃げ小作」という呼称からみて徳米確保、負担転嫁の地主的対応とみるべきであろう。

第三は各種の小作条件である。そのうちでも入付米皆済は最も重要な小作条件であり、「如何なる悪作にても不滞納入」とする契約が基本的である。その保証として「不納候ハハ連判中々弁納」が決められている。指定地への搬出・納入、納入期限厳守、米質・俵装精選などは比較的頻出の条項であり、上掲の「境界厳守」は市島家の文政後期―天保期の事例に集中的に現れる。

第四は入付米の性格とも関連して立見・減免条項が付随している。押願・追願にもふれている上掲はその詳細な一例といえる。同時に最幕末期になると、蒲原北部の相対的生産安定地域であらかじめ一定の減免を認めて定免入付米とし、小作年季も定免期間とする契約が小作側からの要望で実現していることに注目しておきたい。

第五は契約違反にたいする罰則条項で、上掲の「何儀によらず不埒之儀御座候ハハ……地所御引上げ（取放）」契約が典型である。建前の条項であるが、小作からの地主宛各種詫び証文の存在からみて、生きて働いていた条項であったことは確実である。とくに未納、不納等を契機として水入帳記載小作農名が変化する事例をみるることができる。

最後に入付米についていこう。入付米の成立過程や成立構造にみられる、高率化の必然性および利子的性格などについては拙著で究明したから^⑥、本稿では幕末期を中心とした蒲原平野における実態を追求したい。そのための前提として下記の二点を確認しておこう。

第一は上記の構成（入付米Ⅱ年貢諸懸りプラス地主徳米）をもつ入付米が、実面積に基づいて設定されているため、契約上の地主徳米は一般に貢租部分を上回る量になっている点である。いわば全体が広大な新田ともいえる蒲原平野部でのさまざまな形態による新田開発の進展が、検地帳形面積をはるかに上回る実面積を生み出し、貢租を凌ぐ地主徳米成立の基盤になっている。幕領では検地帳形面積六反三畝一六歩・高八石六九合・入付米八石八〇〇合（文化十三年）という、草高を上回る入付米として現れ、「分米」Ⅱ貢租の新発田藩領では、検地帳形面積五五反八四歩・内歩九〇反大九九歩・分米一五石五八八合七・入付米八九石二六七合（寛政十二年）というような事例が存在する。全く任意の一例をあげたに過ぎないが、草高Ⅱ生産量のなかの領主取分と地主取分の比率を考察するという状況にはなく、地主的所持の対象となる土地には一般的に領主取分をはるかに凌ぐ地主徳米が成立していた。ただし、契約上の入付米が常に一〇〇%実現していたわけでないことに留意しておかなければならない。入付米の性格と、水を基本的にはまだ制御していない生産力水準は連年の減免を必然化していたのである。

第二は一度成立した入付米は新たな投資がなければ原則として変動しないことである。そのために地主家における集積初期の、新田開発地などの場合は、幕末には入付米が相対的に低廉になっている事例をみることができる。開発後の生産不安定な状況に対応して設定された入付米が、その後の生産の安定、発展を捉えられず、各種の小作慣行の成立基盤になっている。

個別の土地の契約入付米の成立過程は、地主・小作農双方の意向と

第3表 反当入付米の地域構成と推移

単位：石

時期	地域 区分・村数	蒲原北部			蒲原中部		
		本店管下(旧田)	本店管下(新田)	加治川向	信濃川向	中ノ口川縁	
文化4年以前	田 4	2 ^{打石} .9669	2 1.0940				
	畑 3	2 .6252	1 .6667				
	全体 3	3 .7382					
文化4年	田 19	8 .9909	4 1.2422		5 .8740	2 .7234	
	畑 11	7 .6156	3 .6396		1 .7510		
	全体 31	9 .9722	9 .8437		11 .7888	2 .7336	
文化5年	田 15	1 .8052	8 .8225	4 .9712		2 .7316	
	畑 13	1 .3621	8 .5118	3 .7069	1 .2451		
文化14年	全体 20	3 .9266	9 .7108	6 1.0266	1 .5350		
文政元年	田 31	10 1.1551	11 .9440	4 1.2962	6 .9390	1 .7804	
	畑 21	7 .5666	8 .4578	1 .6000	5 .6534		
文政10年	全体 40	13 .8789	10 .8075	3 .6552	13 .8236	1 .7820	
文政11年	田 31	13 .9397	12 .8880	3 .9117	2 .8971	1 .7919	
	畑 22	10 .4999	10 .4998		2 .6988		
天保8年	全体 57	19 .8240	14 .8075	7 1.0763	17 .7808		
天保9年	田 7	4 1.1594	2 1 .1305		1 .7803		
	畑 7	4 .6566	2 .5036		1 .6230		
弘化4年	全体 22	8 .8789	7 .9761		7 .8375		
嘉永元年	田 5	1 1.0006	2 1 .1305			2 .8574	
	畑 6	2 .6835	2 .5036			2 .6150	
安政4年	全体 10	1 1.0039	3 .9338		6 .8240		
安政4年 以降	田 7	2 1.0369	4 .6156	1 .7832			
	畑 6	1 .2970	4 .4910	1 .4519			
	全体 9	2 .8017	4 .7210	1 .7569		2 .8365	

- 注 (1) 事例村数複数の欄の数値は平均反当入付米を示す。
 (2) 全体は水入帳合計を田畑に区分できない事例である。
 (3) 事例村数は延数で、実数は105カ村である。
 (4) 本店管下の地域区分は水原町周辺(旧田)と福島湯周辺(新田)であるが、厳密ではない。
 (5) 蒲原中部阿賀野川向丸徳管轄分は面積不明事例が多く、除外した。
 (6) 各年・各村の市島家水入帳により作成。

現実の生産状況とを反映していると考えられるが、小作契約から確かめられる入付米の数値はきわめて多様であり、幕末期には比較的固定的であったとはいえ連年変動する大地主家の全貸付地の小作料を把握することは困難である。市島家の場合、蒲原北部を中心に一部村村での畑入付が大豆・大麦であるが、大豆は反当たり七・五斗―八斗―九斗、大麦は同四斗入付の事例が比較的多いことを指摘するとどめ、ここでは反当り入付米についてみていこう。

市島家の所持貸付地は蒲原北部から中部の広範な地域に存在したが、これを本店のほか、金徳(加治川向―蒲原北部)・丸徳(阿賀野川向―同中部)・角徳(信濃川向―同中部)・山徳(中ノ口川縁―同中・西部境)が分担して管理・運営にあたったこと、この体制が文化四年頃から形成されはじめたことは拙著でふれた。「後年見合之為」と注記された文化四年の水入帳が集中的に現存し、その後三―五年おきに比較的集中して存在する。これは新たな体制が動き出し、一年季を基礎としつとも三―五年季契約もみられ、それにあわせて水入帳が作成されたことを示している。この中から面積東刈記載例や大豆・大麦混合入付事例を除くと検討対象

はかなり減少するから、田畑別に反当り数値を算出しえない村も含めて、地域別、時期別に整理すると第三表のようである。时期的、地域的に事例数の多少や偏在があるため、平均反当り数値の幅がかなりあつて、一定の傾向を指摘することは困難であるが、次ぎのようにいえる。

第一は幕末期の市島家の反当り入付米の水準は水田でも一石以下であつたとみられる。個別の村をみれば反当り一石二斗代の事例もあり、そのような事例の多い時には一石を越える数値が表中に示されているが、総じていえば一石には達していない。

第二は蒲原北部と中部の間に差が認められる。基本的に水害を克服し得ていないが、信濃川流域と加治川流域とは水の制御の度合いが異なり、水害が収獲に及ぼす影響の差が反映していると考えられる。

中部地域の場合、事例数が少なく空白もみられるのは、入付米のみを確認して面積を記載していない水入帳が多いためで、ここにも地主側の生産状況への現実的対応をみることができ。

第三は入付米の着実な増大が窺われる。事例数の多い本店管轄の、比較的生産の安定していたとみられる旧田地域の推移から明らかであろう。一度設定された入付米は原則として変化しないことを先に指摘したが、この点と平均入付米漸増との関係は同一村の入付米の推移に現れている。煩を避けて具体的な数値の列挙は省略するが、旧来からの入付米は変わらないまま、新たな集積地の入付米を加えることで平均値が上昇しているのである。生産の安定、発展を基盤として、土地代金の騰貴と関連しつつ入付米の増大があつたことを示しており、質地地主制の生産掌握は体制的に展開しているといえよう。同時に、事

例数が少ないため表からは読みとれないが、加治川流域の村村から幕末期になると、減免額を一定にする形で入付米定免要求が出されている。入付米固定への小作側の対応として注目すべきであろう。

三 小作料収取の実態 (一)

——「入付」から「取箇」へ

前項で概観した入付米は契約小作料であつて、連年契約通りに実現したわけではない。むしろ小作料の性格からみて、平年作でも減免を前提として成立していたといえる。そのため大地主諸家では収獲期になると、小作地所在の各村村で、小作・差配人立会いのもとに、本店派遣の掛による立見が行われ、状況に応じて立見引、悪作引等が決定された。市島家では係員の復命結果を「取箇」と称し、水入帳と対応する村別の取箇帳を作成し、さらに入付米収納の拠点となる蔵(所)単位にまとめた。入付と取箇を比較することで契約小作料の実現度を確かめることができ、また取箇を連続して追求することで、入付米の収納状況とその推移を明らかにしうるであろう。

入付米の内どの程度が取箇米となるのかの具体例を、前項でとりあげた福岡村の場合でみよう。同村では天保五年に小作地三一町三反七畝一三歩が入付米五八八俵二六〇合(一俵 \parallel 四斗入り)で、その内「水車前畑方潰地引」など三俵六升を引いて二三名の小作農に貸付けられている。翌六年とあわせて入付および減免状況をみよう。第四表にみられるように、二三名の小作農の請地規模は多様である。最大の小作農は四町三反余(入付米八四俵余)で差配を勤める。同家をはじめ入付米規模五〇俵以上層は手作りの範囲を越えており、零細規模小

第4表 小作規模の階層性

小作面積	入付米	小作農数
反	俵	人
10～43	50～84	5
10～16	20～30	6
9～11	15～20	3
5～9	10～15	4
3～3.8	5～15	2
～1	～2	3
313.7.13	588.260	23

注(1) 小作請地の田畑構成によって面積と入付米の階層は厳密には一致していない。
 (2) 天保5年市島家文書・福岡村田畑取箇帳により作成。

第5表 天保5・6両年の入付と減免

減免率	天保5	天保6
%	人	
～3	2	
3～15	2	
5～7	4	
7～10	3	1
10～15	6	1
15～20	1	6
20～30		8
30～40	1	5
計	19	21
不明	4	2

市島家文書天保5・6年福岡村田畑取箇帳により作成。

作農との間に又小作関係の存在が想定される。減免状況は第五表のようである。小作農各人の反当り入付米は一定していないが、大半は田畑平均七―八斗であり、これと対応した減免が行われている。平年作に近いとみられる天保五年にも七・七%の減免があること、不作年の六年には二四・八%の立見引のあることがわかる。

村別事例の提示は以上にとどめるが、このような村別の取箇を蔵所別に集約して「取箇仕訳」にまとめ、入付にたいする全取箇米が算定される。地主家にとって当該年の収納米量を見積る基礎となる史料であり、連年作成されたとみられるが、現存分は幕末―明治初年に限られている。そこで時期を現存史料が比較的多い文政以降に限定し、畑の大豆・大麦入付を除き、対象を米に限定して、入付米と取箇米の判明する取箇帳など三九カ村分・延べ二四八冊をまとめると第六表のようである。幕末期には優に一〇〇カ村を越えていた全体の規模を考慮すると事例数は少なすぎるが、一応の見通しを試みよう。

まず水入帳の考察から指摘した地域差の存在はさらに明瞭である。本店管下旧田地域は阿賀野川から加治川間の、山麓平野から新田低湿地域と接する平野部で、近世初頭以来の村の多い地域であるが、ここでは入付米に対する取箇米の比率すなわち入付米の実現率は、最低でも安政四年三八・四%であり、弘化二・文久三・元治元年を除いていずれも五〇%を越えている。事例数が少ないとはいえ文政初年以降はぼ連年にわたって確かめられる動向からみても、入付米―契約小作料の七〇―八〇%を安定的に収納してきたと想定され、むしろ幕末期の不安定状況に注目すべきであろう。

本店管下新田地域は事例が連続していないが、旧田地域に次ぐ取箇水準にあるといえる。ただし数値の変動幅が大きく安定度に欠け、村落による差の大きいことを窺わせる。その中に安政以降数値が旧田地域を上回る事例があり、近世前半期に開発された新田地域の生産が、旧田地域を凌ぐ安定的なレベルに達していたことを窺わせる。

蒲原北部所在の本店からみて阿賀野川向いにある蒲原中部丸徳管下

第6表 市島家取箇帳にみる入付米実現状況

地域 管轄 区分 年次	蒲原北部		蒲原中部			(全体)
	本店		丸徳	角徳	山徳	
	旧田	新田	阿賀野川向	信濃川向	中ノ口川沿	
文政元		1 79.1 [%]				
2		2 81.4				
3	1 75.3	1 66.4				
4	1 81.1					
5	1 73.9					
6	1 66.5			1 64.1		
7	1 62.8	1 26.1				
8	3 76.9	3 76.9	1 76.7			76.8
9	2 83.3	1 73.3	1 89.1			81.9
10	4 82.7	1 84.0	1 76.1			80.9
11	1 87.9	2 51.3	3 58.1	4 28.3	4 17.6	48.6
12	1 91.1	2 89.0	2 79.7	5 84.0		86.0
天保元		2 48.4	3 46.6	4 18.9		38.0
2		2 59.2	3 62.6	4 25.0		48.9
3			2 50.1	3 57.5		
4			2 55.2	3 56.7		
5	1 99.5		2 75.4	3 56.3		77.1
6	1 75.3	1 64.4	3 61.5	2 13.6		53.7
7			3 49.2	2 13.9	4 2.4	21.8
8	1 79.6	1 75.6	3 68.9	2 77.9		75.5
9	3 82.1	2 81.4	2 62.0	2 71.1		74.2
10		2 77.0	2 53.8			
11	1 87.2	2 73.8	1 76.6	1 90.0	2 38.9	73.3
12	2 82.8	2 80.7	1 47.9	1 64.5	1 29.7	61.1
13	1 83.1		1 42.1	3 68.8		64.7
14	3 77.4			1 82.0	1 53.4	70.9
弘化元	3 76.6			1 31.5	1 21.8	43.3
2	1 44.9		3 42.6		3 43.1	43.5
3	1 63.6		3 59.7	2 70.1	1 59.5	63.2
4	2 65.2		3 57.0	2 51.8	1 58.5	58.1
嘉永元	1 68.7		3 68.6	2 75.8		71.0
2	2 61.4				1 6.2	
3	2 54.2				1 3.1	
4	2 71.0			1 67.4	1 19.2	52.5
5	2 62.9					
6	2 69.3	2 79.3			1 81.5	76.7
安政元	1 79.6	2 52.4				
2	1 93.0	1 61.2			2 49.7	68.0
3	1 59.5	2 62.8			2 58.0	60.1
4	2 38.4	2 19.9			1 42.7	33.7
5	1 63.4	2 80.1			1 52.9	65.5
6	1 54.0	2 55.0		1 13.5	1 43.3	41.5
万延元	1 53.8	2 65.3		1 9.1	1 42.1	42.6
文久元	2 75.2	2 59.5		1 88.2		74.3
2	1 62.1	2 70.1				

3	1	45.4	3	48.2			
元治元	1	49.9	3	63.3			
慶応元	1	55.2	2	68.0			
明治元	1	89.0					

- 注 (1) 複数村数の年の実現率は村々の平均値である。
 (2) 旧田は正保2年国絵図所在村を中心とする水原周辺、新田は福島潟周辺が中心であるが厳密な区分ではない。
 (3) 加治川向金徳懸の事例は後出慶応3年以外には見出せなかったが、同じく蒲原北部で、本店管下と同様とみられる。
 (4) (全体) 欄は参考として複数管下事例明年の平均値を示した。
 (5) 市島家文書各年、各村の取箇帳により作成。

は、嘉永以降の事例を欠くが、比較的安定していて北部旧田地域に次ぐレベルにあったと推定される。これにたいし同じく中部であるが、信濃川沿いの角徳管轄地域は数値の幅が大きく、天保六・七年のように水害により決定的打撃をうける可能性のある地域である。この点は市島家所持一貸付地のうち最も大河下流域に位置する山徳管下の村村ではさらに明瞭であって、水害時の取箇状況は第七表のように壊滅の様相を示している。いずれも水害による大規模被害が記憶に残る年として記録されたものとみられる。

参考までに複数管下事例の平均取箇率をみると、数年おきに著しく低下する年のあることが指摘できる。その主要因が水害を中心とする自然災害であったことは、いちいち破堤等の事実を指摘することは省略するが、容易に想定できよう。蒲原平野の米作単作生産は

水との闘いを避けられず、所持一貸付地が広範な地域に分散していることはリスクの分散を意味した。地域の広がり大きいほど、その全が一時に水で蔽われる危険性は少なくなる。この点が限られた地域内でリスクの分散を図らなければならなかった中小地主と大地主との違いであり、大規模水害等を契機として中小地主層の経営が動揺し、大地主のより一層の大規模化を結果したのである。

なお、水害の全てが生産の絶えざる破壊的要因としてのみ作用したとはみるべきではないことも付言しておこう。生産の九〇%以上を失わせる水害は確かに破壊的である。しかしこのような大水害が連続することは常に見られるわけではないし、洪水によって運ばれた肥沃な成分が、水害の翌年に豊作をもたらす働きもした。数回の小規模水害による収穫減が一回の豊作によってカバーされる現象は、水害常襲地域でも広範に確認される。また水害の負担が地主にのみ及んだわけではない。七表の上塩俵村での地主市島家負担「定納石」は文化二年には一四一石余であったが、そのうち一〇八石余は「無作御引」きとなり、別に七八石の「種子夫喰米」「四斗被下米」が与えられている。このような状況にあることが、本拠地から遠く離れた生産不安定地域にも貸付地を持続的に展開する背景になっているといえよう。

第六表を補強しつつ、多様な貸付地の存在が地主取箇の相対的な安定の基盤となっていることを確認しておこう。第八表は同一村であるが取箇が区別されて把握されている事例である。本店管下の蒲原北部旧田地域と新田地域の境界地域の村で、地域状況にふさわしく共同開発・所持地(「仲間分」)が存在する。旧来からの貸付地の反当り入付米に比べて、「仲間分」の入付米が開発地としてやや低く設定され

第7表 徳懸水害常襲地域における取箇状況

項目	山 崎		松 橋		上塩俵		中下塩俵		計	
	文政11	天保7	文政11	天保7	文政11	天保7	文政11	天保7	文政11	天保7
入付米	448,511.5	446,923	185,924	183,850	462,655	463,258	83,411	83,907	1180,501.5	1177,938
取箇米	39,681.0	8,188	73,185	9,095	17,401	1,632	15,277	2,023	145,544	20,938
立見引	408,030.5	438,735	112,739	174,755	445,254	461,626	68,134	81,884	1034,957.5	1157,000
減免率	91.2%	98.2	60.6	95.1	96.2	99.6	81.7	97.6	87.7	98.2

市島家文書 文政11年9月23日「徳掛り当子取箇仕訳」、天保7年10月「徳掛り村々有毛田畑取箇書抜」により作成

第8表 高田村における取箇の推移

年次	入付面積	入付米	反当	取箇米	率	面積	入付米	反当	取箇米	率
文政11	12大042	46,256.1	1,216.2	31,350.8	68.3	55小031	187,014	1,124.9	148,103.5	79.3
12	〃	〃		41,079.7	88.3	〃	〃		173,191.5	92.8
天保元	〃	〃		31,040.2	66.7	〃	〃		117,139.6	62.7
2	〃	〃		35,337.1	76.8	〃	〃		158,356.8	85.0
6	〃	〃		30,019.6	64.4	〃	〃		138,301.0	74.2
7	〃	〃		28,385.3	62.0	〃	〃		154,241.5	82.7
8	〃	〃		35,095.1	75.6	〃	〃		161,219.4	86.4
9	〃	〃		35,263.0	76.4	〃	〃		148,143.0	79.3
10	〃	〃		39,070.4	79.0	〃	〃		146,357.3	78.5
11	〃	〃		31,239.8	67.8	〃	〃		142,268.2	76.3
12	〃	〃		38,801.6	85.8	〃	〃		158,208.0	84.8

注 (1) 田畑入付面積12反余はすでに文化4年にも同面積、同入付が確められる市島家所持分。
 (2) 〃 55反余は「此方穴沢仲間分」で、水原町の地主穴沢家と共同開発、共同所持分で両者の取分は50%ずつで折半されている。
 (3) 市島家文書、各年の高田村田畑取箇帳により作成。

第9表 幕末・明治初年の取箇状況

懸	蔵 所	年 次	村数	入付米	定免引	違作引	取箇米	取箇率	継米・差米	総取箇	率
本店	籠田蔵	元治元	9	759,624.7		115,193.5	644,431.2	84.8	36,601	681,032.2	89.7
	天王蔵	明治6	19	1,232,961.8	167,117.2	8,403	1,057,441.6	85.8	163,205.4	1,220,647	99.0
	中村蔵	慶応元	10	725,638.8	96,215	15,763.4	613,660.4	84.6	-	613,660.4	84.6
	奥村蔵	〃	5	354,098.7	45,639.7	16,199	292,260	82.5	-	292,260	82.5
	蔵光蔵	〃	3	127,858.3	1,400	11,245	115,613.3	90.4	-	115,613.3	90.4
丸徳	新津川筋	〃	8	1,044,207.6		389,882.6	654,325	62.7	114,020	768,345	73.6
	大秋蔵	〃	7	461,876.7		135,253.7	326,623	70.7	52,260	378,883	82.0
角徳山徳		慶応3	10	1,307,531.4		473,953.4	833,578	63.8	163,733.5	997,311.5	76.3
		〃	4	1,095,367.5		661,528.0	433,839.5	39.6	86,767.9	520,607.4	47.5
計			75	7,109,165.5	310,371.9	1,827,421.6	4,971,772	69.9	616,587.8	5,588,359.8	78.6

注. 市島家文書元治元年 籠田蔵掛村々子取箇仕訳、慶応元年 金徳懸村々子取箇仕訳 同年(丸徳懸)新津川筋村々取箇仕訳大秋蔵掛村々子取箇仕訳、慶応3年 角徳掛村々当卯取箇仕訳、同年 山徳懸村々当卯取箇仕訳、明治6年天王蔵掛当酉取箇仕訳により作成

窓 できたことがわかる。面積・入付米ともに変化のなかった文政十一年

から天保十二年までの十一年間の取箇状況の推移をみると、旧来貸付地は七表と同じく文政十一年と天保七年に入付米実現率が低下している。一方開発地は異なる推移を示し、しかも総じて入付米実現率は高い。時間の経過とともに生みだされた生産の安定的発展の成果を地主が把握しているといえよう。煩を避けて一村の事例を掲げるとどめるが、市島家所持 \parallel 貸付地の主力である本店管下の第六表の数値はこのような村村の集約結果であった。

それだけに先にも指摘したように、幕末期における数値の低下状況が目されるが、この時期の市島家全取箇を推定しよう。第九表は七五カ村・入付米規模約七一〇〇石についての取箇状況を示す。全体ではなく、とくに主力の本店管下のうち加山・高森・大月興野および内蔵（水原）など主要部分を欠いていること、また期間が元治元年から明治六年までとやや分散していることは問題であるが、本店管轄分の三分の一強および各懸り預け分の全てをカバーしているとみられ、幕末・明治初年の取箇状況の推移を推定することは可能である。

第九表で判明する第一点は、所持 \parallel 貸付地の大規模、広範化に伴う地域差の存在である。この点はすでに指摘してきたが、「定免引」が蒲原北部を管轄する本店および金徳管下の地域にのみ存在することでさらに明確に示されている。幕末の蒲原北部地域では他地域よりも農業生産の安定が実現し、入付米の高率性が相対化されていた。この状況を背景として、立見（に伴う減免をめぐる諸状況）を避け、安定的に一定の取箇を確保したい地主と、小作経営の安定的継続を求める小作農との要求の一致点が「定免引」であった。金徳管下一八カ村の場

合をみると、一五カ村で「定免引」「土免引」「入下」が確かめられる。入付米から一定割合で減免する、納入すべき年貢部分を一定割合で免除する、入付米をそれ自体を一定割合で削減する等種々の方法が採られたのであろう。多様な条件、状況を反映して、割合は村によって異なる。一五カ村の内訳は二〇%以上二、一五―二〇%三、一〇―一五%六、五―一〇%二、一―五%三で、最高二〇・一%から最低一・二%までの開きがある。本店管下天王蔵所の場合は最高三八・四%から最低三・九%、平均一三・六%である。一方、同管下の籠田蔵所には定免引はみられず、小作側の対応も一律ではなかったといえよう。

第二は「定免引」存在地域も含んで「違作引」がみられる。全面的な減免の存在は、対象期間中に生産不安定年があるとはいえず、立見・減免が常態化していたことを示している。北部定免地域での違作引は入付にたいし〇・七―八・八%である。これに定免引を加えると一〇―一五%前後となる。これは定免引のなかった籠田蔵所村村の違作引とほぼ等しい。定免引が減免要求を牽制する役割を持っていたと想定することができよう。これにたいし蒲原中部には定免引を成立させる生産状況になかったことが判明する。丸徳・角徳管下の減免率は三〇%を越えて四〇%に近く、山徳管下にいたっては六〇%に及ぶ。このような地域では一五%程度の定免引による入付米取箇の強行は、地主の取箇を不安定にするのみであつたであろう。蒲原西部割地慣行地域における今井家や、同南部信濃川流域における田巻家の契約の中に、入付米にたいして三〇%前後に及ぶ高率の「勘弁引」を設定して取箇を定額にする事例がみられる。生産状況にたいする地主的対応であつたといえる。これらの状況からみて、市島家取箇の幕末期におけ

第10表 幕末・明治初年の歳入高

蔵懸	総取箇	諸引	歳入高	俵数	備考
籠田	石合 681.032.2	150.500	530.532.2	俵合 1.233.342.2	43入
天王	1.220.647	465.491.1	755.155.9	1.756.195.9	々
金徳懸	1.021.533.7	384.933.6	636.600.1	1.591.200.4	4
丸々	1.147.228	711.080	436.148	989.195.8	44
角々	997.311.5	576.000	421.311.5	1.003.051.5	42
山々	520.607.4	316.800	203.807.4	485.107.4	々
計	5.588.359.8	2 604.804.7	2.983.555.1		

- 注1. 角徳懸蔵入高は正米大図850俵、金納大図153俵051合5タである。
 2. 山徳懸蔵入高は正米大図400俵、金納大図85俵107合4タである。
 3. 典拠は第9表と同じ。

る低迷状況は、高率入付米収取を基盤とした質地地主小作関係が対応を迫られていたことの象徴的表現であると考えられよう。

第三は違作引に示される体制的な問題状況を抱えていても、事実として大地主体制が明確に成立・展開していることである。七一〇〇余石に及ぶ入付米のうち約七〇%が取箇として想定されており、その量は約五〇〇〇石に達している。後出の継米、差米を加えれば約五六〇〇石である。大規模化による危険の分散というスケールメリットが、

大地主の貸付地経営を強固にしている様相を伺えよう。「取箇仕訳」は各懸りから本店に十月に提出されている。地主はこれを集約して、後述のような諸支出を考慮しつつ「蔵入高」について見積りをたてる。これが米相場の動向を予想しつつ、年内売却あるいは越年売却を決定していく基礎となるのである。

第四は「継米」「差米」の存在である。煩瑣となることを避けてこれまでふれてこなかったが、蒲原北部では「継米」、中部では

「差米」と称して、入付米・違作引・廻米その他諸引分・取箇米の全てに付加されている。最終的に取箇米のところで比率その他をみると、多様な状況であったことがわかる。籠田蔵所では八カ村が一律に七・五%であるが一カ村は無継である。金徳管下でも存在しない。天王蔵所では一七%の村が多いが、七・七・五、九、一四、一五、一六%とさまざまである。中部では一六%や二〇%の村が多いが、同一村内でも町米入付や大豆・大麦入付には付加していない。九表の総取箇米に対する比率は一・二・四%になる。定免引とほぼ相殺しあい、違作引の三分の一強を取り消す高さである。この慣行の起源や実態の究明は今後の課題であるが、地主と小作の対立を招く一因であることは容易に想定される。近代における小作争議の引き金になったことを付言しておく。

取箇の確定すなわち収納予定量の確定の後に蔵入高の目安がたてられる。廻米・給米・足役米・差配給・小出米・合力米・諸掛米・蔵掛手当その他種々の名目の支出が算定され、それらを総取箇米から除いた蔵入高（「大図蔵入可相成分」）は第一〇表のようになる。蔵入高は取箇のうちの五三・四%と予想されている。数値はここで俵単位に換算され、実際の納入に備えていることがわかる。角徳・山徳懸りでは正米納入と金納分とに区分して見積りがなされており、水害常襲地域Ⅱ生産不安定地域において、他地域にはない、あっても例外的な金納による収納をそれぞれ一八、二一・三%も予定している。地主・小作双方の了解の上での対応であるとみられ、この地域の幕末期における木綿織生産の展開に代表される商品・貨幣流通と関連して、注目すべきであろう。

窓 ところで籠田蔵掛が蔵入高一二三三俵余と報告した「取箇仕訳」の

末尾には、朱書で「米九百廿俵 取立高」との記入がある。朱書の時期はわからないが、実際に納入が九二〇俵まで進み、年内の納入状況について凡その見通しが明らかになった時点であろう。このことは一〇表の蔵入高はあくまでも「大図」であって、実際の蔵入米量の確定は取立高を確かめなければならないことを示している。「取箇帳」からさらに「取立帳」に検討を進めて行こう。

四 小作料収取の実態 (二) ——「取箇」から「取立」へ

小作米納入をめぐる地主と小作農の種々の意向が交錯する状況を反映して、取立帳の記載事項は非常に多様である。同帳も村別に作成されているが、取立て（入）と引き（出）の内容は村毎に異なるといえるほどである。まずいくつかの事例の概略をみて、取立帳の基本構造を押さえておこう。文政十年「天王新田亥取立帳」は小作農一人別の取箇を確認し、次に「内」として各種引き分を列挙する。「御収納米川下げ」七〇石余、「御廻米」二石余、「来子足役給」一七石弱が主な内容で、他にごく少量の「本田川潰地替地引」「松林ニ成ル」等がある。これらに「悪作引」二三石余を加えた合計一一三石余を取箇米から除く。残りの一三三石余に一七%の継米を合わせた一五四石余が取立米である。しかし記載はここで終らず「外」として各種取立分の記載が続く。これは一〇項目もあるから列挙は省略するが、主なものは「川下ケ引替米」九〇石余、昨秋・当春「貸米」一一石余である。この合計一二八石余を加えた二八三石余〓六五九俵余が実際の取

立米となる。ここから収納関係手当（「差配料」「大儀料」など）六俵余を引いた六五二俵余が蔵入分であった。ところがさらに記載は続き、各種「用捨」「手宛」「大儀料」などが出てくる。これは一七俵余であるが差引がおこなわれていないから、収納過程で地主側が減額を認めたものであろう。

天保十四年「高森・森下・高森新田三カ村当卯米取立帳」は取箇米を記した後、「内」として年貢収納米をあげ、それを引いた残りに継米を加えて取立分とし、ここで俵に換算している。取立分に徴収すべき過去の未納・貸米を加え、「悪作」勘弁引」「大儀料」「立見間違引」等を引いた三五一俵余が蔵入米である。ところが収納終了後の「蔵入メ高」は二八七俵余と記載され、五八俵余が「不足」となっている。以下帳簿の末尾部分は一五名の、一斗三升から二一俵までの未納記録である。内七名は年が明けた二月二十二日に「済」と記されているが、「是ハ辰暮相済極メ」と貸米化しているケースもみられる。文久三年榎舟渡村取立帳は取箇米・利米・（徴収すべき）貸米をあげ、そこから廻米、実際蔵入米を引いて残りの明細を記載している。不足六五俵余の内訳は三三俵余の「先年ヨリ未納」とこの年新たに発生した未納である。なお後出の福岡村取立帳も基本的に同様である。

以上の数例からわかるように、取箇と取立の基本的関係は次ぎのようになれる。取箇から年貢関係および差配料等の貸付地経営費など毎年の恒常的支出を引き、既往の貸米・未納米返済分、利米、各種立て替え分を加えたものが取立〓蔵入米であるが、新たな未納・貸米が発生すれば、実際の蔵入分はそれを引いたものになる。入付米〓契約小作料がどの程度地主の蔵に実際に入るかは、立見・減免と未納・貸米

の徴収と取立てという変動要因の存在によって連年変化したのである。

取箇と取立の関係を律する量的にも大きな要素として年貢諸掛がある。そのうち金納分については地主家が一括して負担・納入しているから、小作料収納をめぐる問題は現物年貢(廻米、川下げ米など)である。上記の事例では年貢、地主徳米とも一旦地主の蔵に入るようにも、また徳米のみであるようにもみえる。実態の究明は今後の課題であるが、前項小作契約でみたように、年貢納入について主導権を持つ地主はさまざまな納入形態を試みていて、単一の形態で固定していたのではないと考えられる。例えば中部地域の一部の村村で入付米の内に「蔵米」を設定する契約がみられる。これは蔵米 \parallel 年貢米とみられ、地主の蔵を経由しない可能性が高い。しかしこの形態は特別であって、一般には蔵所で管下村村の現物年貢を差引して、地主の蔵を経由して納入する場合もあれば、經由しない場合もあったとみられる。上記の天王新田の「川下ヶ引替米」取立は、同新田地主家負担川下げ分を地主が一括して納入し、改めて小作農各人から地主蔵へ取り立てていることを示している。幕領の場合の他所へ移動する現物年貢とは廻米であって、地主の蔵所で差引した結果、A、B村は全取箇米を地主蔵へ納入し、C村が両村および自村分の廻米を納入する等の操作がおこなわれたであろう。新発田領の場合、現物年貢の多くは沼垂藩倉へ運ばれた(川下げ)が、その際戸谷氏のいわれる藩倉納付がおこなわれ、藩が問題にしている事実が確かめられている^⑧。この場合はまさに地主の差引がおこなわれていたといえる。いずれにせよ地主は小作米収納過程で、自らのものにならない現物年貢分を除外する

第11表 取立の構造と推移

年次	当納	質利米	貸米	その他	取立計	廻米	差配料他	蔵入米	その他	計	未納	備考
年月 弘化3.10	款合 473.218.3	4.200	15.328	10.309.5	504.255.8	103.535	12.000	78.042.9	289.414.7	484.192.6	20.063.2	水車出し搗米280俵余
嘉永元.10	497.302.0	4.200	33.328.2	12.134.6	548.164.7	106.240.5	12.000	103.168.3	295.008.3	517.017.1	31.147.6	他287々
安政2.10	502.290.2		46.044.6	7.074.5	556.009.3	124.135.1	12.000	6.287.1	269.327.4	520.350.2	35.059.1	他269々、売米108俵
文久2.10	502.312.0		60.231	2.206	565.349	131.262	12.000	369.194	200	513.256.0	52.093	
慶応元.10	496.078.4		91.237	2.206	590.121.4	136.275	12.000	355.081	-	503.356.0	86.165.4	
明治5.10	496.078.4		133.212.6	2.206	632.375.6	202.065	7.057	289.304.2	-	499.026.2	133.349.4	

市島家文書 各年の福岡村取立帳により作成

操作をおこなうが、そのために個別の小作農からの取立てにあたって彼の取箇を年貢と地主徳米に区分する必要はないのである。

先出の福岡村の事例によって取箇、取立米の推移をみよう(第一一表)。先にふれたように同村は文政期以来市島家の事実上の全村所持体制の下で、五八八俵余の入付米で固定していた。取箇、取立米はともに変動するが入付米を基準として考察することが可能である。一一表を検討する前に入付米が五八八俵一四九合六夕であることが確認される文政十二年の取立帳をみておこう。同帳では入付高に質利米や貸米その他を加えた六〇四俵余から、八七俵余(一五%)の定免引、廻米、差配料等を引き、残りの内訳の中に取立 \parallel 蔵入米三五五俵が確認されている。急激な土地集積の延びに対応して、取立の基準も変動する入付米におかなければならなかったであろう。同村における集積 \parallel 所持が固定して

窓 くと、減免等は取箇帳で処理され、取立帳は取箇Ⅱ「当納」から始

まる体制になる。

史

一一表に表示してあるが、取立を構成する質利米が嘉永元年で消えている。村民からの零細集積が終了したことを示しており、すでに文政以来続いてきた入付米五八八俵体制の端数の部分がここで確定し（一四九合六から二六八合六へ）、以後明治初年まで変わらない。入付米に対する取箇Ⅱ当納の比率をみると、弘化三年こそ七五%でやや低いが、他の年は八四―八五%である。文政以来の一五%定免契約の継続を反映していると考えられる。取箇高の固定状況が取立帳の記載を当納からはじめることを可能にしたといえよう。ただし当納Ⅱ取立ではなかった。当納にたいして三・一―二六・八%にあたる既往の貸米の取立が加えられ、取立高は入付米高に接近するのである。徴収すべき貸米が増大傾向にあって取立高を増加させている推移が注目される。

取立分から除外あるいは支出される主要項目は現物年貢（廻米）と差配料である。廻米は漸増しているが入付米にたいして二〇%前後である。明治五年には三四%に上昇しているが体制が変化したことを考慮しなければならぬであろう。差配料は差配（二人）料一〇俵二斗と小走（一人）給一俵二斗で固定している。その他に若干の勘弁引、木下引、過米差引などがあるがやがて消えていく。

表中の蔵入高は取立高にたいして弘化三年一五・五%、嘉永元年一八・八%、安政二年四八・四%、文久二年六五・三%、慶応元年六〇・二%、明治五年四一%と推移している。年による変動が大きく低率の年が多いが、備考欄に記した米も加えて考察する必要がある。弘

化三年の二八〇俵は「赤水水車へ搗米ニ出ス」、嘉永元年は「飯塚船場へ出ス」「押切水車へ出ス」、安政二年は「和泉屋伊三郎江売米之内天神堂須走水車江出し相渡候分」および一〇八俵の「籠田惣次郎方江相渡し」分である。これらの記載からみて、福岡蔵を経由したかどうかは別として、蔵入米として取立られたことは確実である。本店からの指示により酒造米などとして売却されたものと推定される。

廻米も含めた取立Ⅱ蔵入はいずれの年も、貸米取立によって増強されていることを反映して当納を上回っている。また入付米にたいする比率も八二―八八%の高率を示す。しかし取立計にたいする比率をみると九六%から漸減し、慶応元年は八五%、明治五年は七九%にまで落ち込んでいる。明らかに取箇定免の下で、貸米取立が新たな未納を生み、しかもそれが増加している状況にあることがわかる。僅か一村の状態を検討したに過ぎないから、単純に結論めいたことはいえないが、先述来の幕末期の取箇率の低下傾向も、単に生産不安定のためばかりではないとみななければならない。貸米取立の強化などの反動としての新たな未納の増Ⅱ蔵入米の減少を食い止めるため、入付米からの勘弁引等を増加せざるをえず、そのことが取箇率を低迷させていると推定しうるであろう。

五 おわりに

幕末期に限定して蒲原平野部に展開した大地主の、小作取の体制と実態の一端をみてきた。手作地主層の口約束的地主小作関係を抜け出した大地主の地主小作関係は、広範な地域、多くの村、多数の小作農への不在地主としての対応を通して形成された特有な体制によって

支えられていた。地主と小作農間の土地賃借契約は明確に成文化され、個別契約の集積の結果として村別にまとめられ、さらに全体として掌握された。大地主諸家により体制の具体的あり方は多様であったが、文書による契約小作料の明確化、小作料収取のための小作条件の成文化、村別を基本とし差配Ⅱ大規模小作を置いた小作地・小作農の管理、蔵(所)を核とした小作料収取機構等は共通していたといえる。

契約小作料Ⅱ入付米は年貢と一体化した構成を持ち、年貢収奪Ⅱ小作料収取という封建領主との共生関係の上に高率性を帯びて成立し、それゆえ減免を必然的としていた。基本的に水害の影響を克服していないこともあって、蒲原平野内部に地域差を生み出しつつ、さまざま名称での減免がおこなわれた。入付米から減免分を除いた取箇は年により、地域によって変動したが、約七一〇〇石の入付米から約五六〇〇石の取箇を想定している市島家の事例は、巨大な規模の収取が成立、展開していたことを示している。ただし、取箇がそのまま取立られて地主の蔵に入ったのではない。市島家の場合、五六〇〇石の取箇から年貢その他を除いて約三〇〇〇石の蔵入米が予定されている。

現実には取箇米に未納・貸米が加えられて取立米となり、そこから新たに発生した未納・貸米を引いたものが蔵入米となった。なお蔵入米はそのまま地主家の蔵に有る米(蔵有米)を意味するものではない。この点をめぐっては現物年貢の取扱いについて若干の考察を試みたが、福岡村取立帳の分析で明らかになったように、収納した小作米の売却も関係し、年を越えての小作米納入の存在状況からみても、年末時点での蔵入米は「大凶」の性格をまぬがれない。したがって正確

な小作米収納量の確定は困難であって、地主家もどれだけの量を年内に売り、どれだけ越年する在庫があるかという形で棚卸をおこなって把握に努めている。この部分の究明は収納の検討の範囲を越え、まさに大地主経営の分析という新たな課題である。

注

① 引用は、新潟県大地主所蔵資料第八集『二宮家の地主構成』所収、文化五年十一月「質入田畑証文之事」によったが、「御年貢(御上納金)御皆済方差支」「要用之儀有之」など半ば定型化した文言の土地質入証文に、「控申田方証文之事」などの小作契約文書がセットになっている事例は大地主諸家に豊富に存在する。

② 注①「質入田畑証文之事」の後半部分から引用。

③ 同上第二集『市島家文書』所収、慶応元年「福岡村・中村・奥村新田・片桐新田村持並抱持高取調帳」による。

④ 同上所収、「市島家質流証文整理表」による。

⑤ 同上第一集所収、「下関村小作証文分析表」「各村抜粋小作証文分析表」など参照。

⑥ 拙著『近世大地主制の成立と展開』第一章第二節参照。

⑦ 一般に領主米(蔵米)が町米などより高値で取引されることを前提として、「石持共小作人江入付米不残御蔵納申付」がおこなわれ、天保十一年には藩が「都テ御蔵納之儀、小作人方江入付高之内御収納米丈之分入念御蔵納為致其余作徳米之儀地主主ニテ取入」ることを命じなければならなかった。北島正元編『幕藩制国家解体過程の研究』所収、拙稿「米作単作地帯における地主的土地所有の展開」参照。